

玉発第 91 号

令和5年2月17日

玉村町議会議長 石内 國雄 様

玉 村 町 長 石川 眞男

政策提言書に対する回答について

令和4年11月22日付け玉議第60号で提出のありました政策提言書について、別紙のとおり回答します。

政策提言書に対する回答書

(令和4年度)

提言1 総務経済分野：①空き家対策について
②水道事業について

提言2 民生文教分野：①乗合タクシー（たまりん）について

令和5年 2月17日
玉村町長 石川 眞男

総務経済分野の提言

①空き家対策について

1. 空き家バンク制度が開始されて以来、十分に機能しているとは言いがたい現状を評価・検証し、制度の安定的な運営体制を早期に構築すること。

【回答】

空き家対策計画に記載されている空き家物件172件を検証しますと、令和4年現在で築51年以上経過しているものが約22%、築41～50年経過しているものが約41%、築31～40年経過しているものが約22%を占めています。

空き家バンクは、そのまま住めば費用負担も少なく済むと思われがちですが、古い物件は現在の家と比較すると耐震性や耐火性、断熱性等がかなり劣るうえに、水回りや不具合箇所の改修が必要となり、多額の改修費用、片付けや手間を必要とします。

一方で、玉村町における住宅の供給状況ですが、令和元年から3年までの3ヶ年で文化センター周辺に100棟、それ以外の地区に362棟が新築されました。アパート等の賃貸物件の新築を含めれば、生活拠点となる住宅が相当数供給されていると推察されます。

玉村町で空き家バンクが機能しない理由としては、修繕箇所が少なく耐震基準を満たしている築浅の住宅は中古物件として売買され空き家にならないこと、アパート等の賃貸物件が多く、飽和状態に近いと推察される中、現在でも供給され続けていることが考えられます。

この様に民間物件の新築、売買や賃貸の供給が活発なため、住居を求めている人は、比較的容易に物件を見つけることができる状況にあると考えられます。

また、費用面や運用面等から考えた場合には、空き家所有者は通常の賃貸物件と同じリスク（建物の管理、入居者が現れない、家賃の滞納、家財を残したまま行方不明等）に耐える必要があり、入居者の確保が見込めなければ、お金をかけることは出来ません。仮に入居者が負担するとなると、費用と手間のかかる物件を望まないと考えられます。

以上のことから、今後の対策として、空き家バンクのニーズが、どのような人たちに、どのような目的で生じるのかを研究したうえで、安定的な運営体制の構築を考えてまいります。

2. 適正に管理されていない空き家の処分方法や活用方法について、司法書士や税理士、不動産事業者等との連携を図り、無料相談や情報提供の場を積極的に創出すること。

【回答】

空き家の処分方法として除却や売却が考えられますが、除却をするとなると、その費用は平均すると200万円程度かかります。しかしながら、除却補助の上限は50万円としておりますので、個人負担の割合が大きいいうえに、除却後の活用方法や売却先が決まっていなければ、固定資産税の軽減措置がなくなり負担だけが増えることとなります。利用方法や売却が見込めない理由として、土地の場所や環境、形状や広さ、価格等が考えられます。

そこで、人口増加に向けた対策の一つとして、来年度から、玉村町地域おこし協力隊による空き家や空き地のマッチング事業の実施を企画課で考えております。玉村町に転入したいが建物や土地が見つからず困っている人と、空き家や空き地を所有していて処分方法や活用方法に困っている人をマッチングするような内容です。またマッチング後の話を現実的なものにするためには、不動産業者等の協力も必要不可欠ですので、提言にありますように不動産業者等との連携を図るとともに、そういったマッチングを実現可能なものにするため、マッチングができるような情報提供の場の創出に努めてまいります。

3. 空き家対策のさらなる充実として、新たな助成制度（リフォームの補助や家財道具等の処分補助など）を創設するなど、空き家の有効利用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図ること。

【回答】

新たな助成制度を創設することについては、一般の売買物件や賃貸物件に補助を行っていないため、公共性を念頭に置いた調査研究が必要と考えますが、他自治体の動向を調査するなど、家財道具等の処分補助等について研究して参ります。また、定住の促進及び地域の活性化については、玉村町に住みたいという動機づけが必要かつ重要となることから、関係課との連携を継続してまいります。

<参考> 新築住宅物件数（税務課 固定資産税係の資料による）

R 1 福島（文化センター周辺）： 17 件 それ以外の地区：112 件

R 2 福島（文化センター周辺）： 40 件 それ以外の地区：137 件

R 3 福島（文化センター周辺）： 43 件 それ以外の地区：113 件

合計 福島（文化センター周辺）：100 件 それ以外の地区：362 件

総務経済分野の提言

②水道事業について

1. 財源確保のための料金改定等については、急激な値上げにならないよう計画的に行うとともに、町民に対して十分な説明責任を果たし、慎重に行うこと。

【回答】

現在の水道料金は、平成17年の改定以来、17年間据え置いている状況であります。この間、水道料金徴収業務を民間委託するなどの経営効率化に努めておりますが、水道料金収入は給水人口の減少等に伴い、減収傾向にあります。

一方で、更新が必要な施設（資産）は多数存在し、毎年、古くなった配水管を耐震性のある配水管へ布設替えする工事費用に2億円ほど投入しております。その成果として少しずつではありますが漏水が減り、総配水量に対する年間有収水量（水道料金として請求できる水量）の割合である有収率が増えておりますので、今後とも配水管の布設替えは必要となります。

こういったことから、配水管を含めた施設の更新費用が多額となり、その更新費用は原則的に毎年の利益（補填財源）で賄うため、利益（収入）が減少すると更新のための費用が不足することになります。そして、不足した財源は利用者の使用料金の値上げにより賄わなければなりません。

現在、コンサルタント会社に水道料金改定計画策定業務を委託して、今後の収入及び支出の傾向をシミュレーションし、水道料金改定に関する条件等の精査を始めたところでございます。それに伴いまして、令和4年12月に玉村町水道事業及び公共下水道事業運営審議会を開催し、今後町長からの諮問を受けて水道料金改定に関する審議をしていただく旨を説明いたしました。また、議員の皆様にも水道料金改定に関する説明を随時させていただく予定ですし、町民の皆様及び企業の皆様に対しましては、広報及び町ホームページで周知を図るとともに、地区説明会や個別訪問での説明なども検討しております。

令和3年2月に策定した「玉村町水道事業経営戦略」では、令和6年度に水道料金改定率を30%値上げする試算をしており、値上げ方法については、町民の皆様の負担を軽減できるよう段階的にできるかなどを現在検討しております。現在の町の水道料金体系は水道メーター器の口径に係わらず基本料金は2か月16m³まで1,540円（税込み）、超過料金は1m³当たり129.8円（税込み）ですが、周辺自治体では水道メーター器の口径の違いによって設定する方法（口径別料金体系）が主流となっておりますので、今回の改定で口径別料金体系の導入も検討しております。

いずれにしましても、丁寧な説明を実施してまいります。

2. 今後も安定的な事業運営に資するため、「玉村町水道事業経営戦略」に基づいた取組を着実にを行い、健全経営に努めること。

【回答】

経営戦略は、国が推進する、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画となっております。

町では令和3年2月に「玉村町水道事業経営戦略」を策定いたしました。計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間としておりますが、今後の社会情勢によって計画の基礎となる水需要や事業の進捗度合いが変化する可能性があります。水道事業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応すべく、また将来へ向け、より質の高い事業経営を実践・継続していくため、経営戦略に基づく事業の事後検証・評価を行っていく必要があることから、令和7年度までに改定を予定しております。改定につきましては、先ほどの水道料金改定の結果を踏まえたものになることが予想されます。

また、町では水道料金改定のほか、今後大規模な浄水場更新が予定されております。浄水場更新には長い期間と多額の費用が必要となりますので、「玉村町水道事業経営戦略」に基づき、包括委託を含めた民間能力活用のあり方を研究し、業務の効率化と経費削減を今後も図っていくためにPPP/PFIの導入も検討しております。そのほか、段階的な料金改定についても明記されておりますので、引き続き「玉村町水道事業経営戦略」に基づいた取組を進めてまいります。

3. 水道管の布設・更新に当たっては、関係各課との連携を図り、無駄のないよう経費の削減により一層努めること。

【回答】

水道管の布設・更新に当たっては、工事を実施する前年度中に、庁内の関係各課と協議の場や担当者会議を設け、新年度の工事計画の情報交換や調整を図ることで、新年度予算要求における経費の削減に努めております。また、県道部分の工事においては、県土木事務所と別途調整を図っております。

経費削減等の内容としましては、関係機関が実施する他の工事に合わせて水道工事を行うことで、工事看板などの保安施設の設置費や舗装復旧費用等が軽減できる他、交通制限など地域住民の方々へおかけする負担も軽減できることから、今後とも関係機関と十分調整を図ってまいります。

民生文教分野の提言

①乗合タクシー（たまりん）について

1. 全国の自治体で実施されている先進事例を踏まえ、乗合タクシー（たまりん）の利用者のニーズに適した公共交通の構築に向けて、デマンド型乗合タクシーやバス導入の可能性について、早期に本格的な検討を行うこと。

【回答】

玉村町の移動に関する課題については、タクシー会社や路線バス会社へのヒアリングの実施、関係課による検討会議の開催を実施する他、先進事例の施設として、デマンド型乗合タクシーを実施し、公共交通について先進的な取り組みをしている富岡市、渋川市、茨城県茨城町への視察を行いました。

富岡市では、市内を走っていた定時定路線型の乗合タクシーを市内全域でデマンド型乗合タクシーに移行し、地元のタクシー会社2社が運行しておりました。また、茨城町のデマンド型乗合タクシーでは、利用には事前登録制が必要で、対象者を高齢者などの交通弱者に限定するなど、それぞれの地域の実情に合わせた公共交通を確立しておりました。

それらの先進事例を踏まえ、玉村町の住民ニーズに合った公共交通をゼロベースで考え、路線バス、たまりん、タクシーの役割分担を明確にし、民間交通事業者である路線バスとタクシーと競合せず、利用者のニーズに適した「たまりん」の運用方法について研究してまいります。また、公共交通だけでは補えない、地域ごとの住民を主体とした高齢者の足の確保についても、関係課と連携し検討を進めてまいりたいと考えております。

2. 文化センター西側の交通ターミナルにおいて、乗合タクシー（たまりん）と路線バスを接続するなど、より効果的な活用を努めること。

【回答】

路線バスについては、高崎玉村線・伊勢崎玉村線は自主路線、前橋玉村線は前橋市との共同運行となっております。以前より交通広場における路線バスの乗入について、交通事業者並びに前橋市へお願いをしていますが、新型コロナウイルスによる利用者減少や、バス運転手の労働時間の短縮、人手不足、運行時間延長による全体的なダイヤへの影響などにより、実現には至っておりません。民間事業所の自主的な事業や他市と共同運行であるため、町の意見を反映させることは困難ではありますが、路線バスの接続について、事業者や前橋市と協議してまいります。

3. 交通ターミナルを整備した経緯を踏まえ、BRT（バス高速輸送システム）事業の早期実現に向けて、関係市町村等と連携し、群馬県に対して積極的な要望活動を行うこと。

【回答】

BRTは鉄道のない本町にとって、大変魅力ある交通です。BRT構想は、県土整備プランからは外されてしまいましたが、今年度も近隣の高崎市、伊勢崎市と意見交換を行うとともに、早期実現に向けて再度検討していただくよう地元県議にも要望しております。

今後とも引き続き、高崎市や伊勢崎市などの国道354号線沿線通過市町と意見交換や連携を深め、BRT早期実現に向けて働きかけていきたいと考えております。